

八潮市告示第476号

やしお子育て応援ナビ広告掲載取扱要綱を次のように定める。

令和2年 9月28日

八潮市長 大山 忍

やしお子育て応援ナビ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やしお子育て応援ナビに掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 100ピクセル 横 320ピクセル
 - (2) 形式 GIF又はPNG(ただし、アニメーションを除く。)
 - (3) 容量 50KB以下
- 2 前項各号に定めるもののほか、広告は、その他日本産業規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したものでなければならない。
- 3 広告を掲載する位置及び募集する枠の数は、市長が別に定めるものとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、やしお子育て応援ナビ、市ホームページ、広報やしお等で行う。

(掲載に適さないもの)

第4条 市長は、広告の画像又はそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告を掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又は

そのおそれがあるもの

- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、やしお子育て応援ナビに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- (広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5千円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位として、掲載の申込みのあった期間とし、連続する掲載期間は最大12月とする。ただし、年度を超えて掲載することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の初日から起算して20日前までにやしお子育て応援ナビ広告掲載申込書(様式第1号)に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(掲載決定順序)

第8条 前条及び第17条第1項の規定による申込みのあった広告の数が募集する枠の数を超える場合は、次に定める順位により掲載する広告を決定する。この場合において、同一の順位のものからの申込みにより募集する枠の数を超えるときは、掲載を希望する月数の多いものを先順位とし、なお同順位のものがあるときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 国若しくは地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
- (2) 第2順位 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 第3順位 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 第4順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)
- (5) 第5順位 私企業又は事業を営む個人であって県内に事業所、事務所等を有するものの広告(前2号に掲げるものを除く。)
- (6) 第6順位 私企業又は事業を営む個人であって県内に事業所、事務所等を有しないものの広告(第3号に掲げるものを除く。)

(7) 第7順位 前各号に掲げるもの以外の広告

(掲載の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、当該申込みをした者に対し、その決定の内容をやしお子育て応援ナビ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定された期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告画像データを自己の負担により作成し、広告の掲載開始予定日から起算して7日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による広告画像データの提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込みの内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令、この要綱等に違反していないことその他提出された広告画像データが適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により提出のあった広告画像データが適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告画像データ又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出のあった広告画像データが同条第2項の規定による確認の結果、適当であると認めたときは、当該広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め)

第13条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令、この要綱等に違反すると認めるときその他適当でないと認めるときは広告主に対し、その変更を求めるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り

消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止することができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告画像データを提出しないとき。
- (3) 第11条第3項又は前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他やしお子育て応援ナビへの広告掲載が不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、広告主に不利益又は損害が生じても、市はその賠償の責めの一切を負わない。

3 既に納付された広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容又はリンク先について、月を単位として変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、その変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、やしお子育て応援ナビ広告掲載変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

3 前2項の規定による広告の変更については、第9条及び第11条の規定を準用する。この場合において、広告主に対する当該変更の申込みに係る承認又は不承認については、やしお子育て応援ナビ広告掲載変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、リンク先のページのアドレスを変更しようとする事によるリンク先の変更のみの場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに、やしお子育て応援ナビ掲載広告変更申込書を市長に届け出て、その承認を得るものとする。

(広告掲載の取りやめの申出)

第16条 広告主は、広告掲載を取りやめようとするときは、やしお子育て応援ナビ広告掲載取りやめ申出書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、速やかに掲載した広告を削除するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合は、納付された広告掲載料から既に掲載された月数（月の途中である場合は、当該月を含む。）に月額掲載料を乗じて得た額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する額には、利子を付さない。
（掲載の延長）

第17条 広告主は、広告掲載期間の延長を希望するときは、広告掲載期間の末日から起算して10日前までにやしお子育て応援ナビ広告掲載期間延長申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みをした場合における広告の連続する掲載期間は、1月を単位として、既に掲載された期間と掲載の延長の申込みのあった期間を通算して、最大12月までとする。

3 広告掲載期間の末日から起算して20日前までに第1項の規定による申込みがあった場合における広告の掲載決定の順序については、第8条の規定による。

4 広告掲載期間の末日から起算して19日前から10日前までの間に第1項の規定による申込みがあった場合は、広告の枠に空きがあるときに限り承認することができるものとする。

5 前2項の規定による広告掲載の延長に係る承認又は不承認については、やしお子育て応援ナビ広告期間延長承認・不承認決定通知書（様式7号）により通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第18条 第9条の規定による広告掲載の決定後、掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができないこととなったときは、既に納付された広告掲載料を全額返還するものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由より、広告を掲載することができなくなったときは、その期間に応じ、広告掲載料を返還するものとする。

3 前項の場合において、掲載することができなくなった期間に1月に満たない端数が生じた場合における広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由により広告の掲載が一時的にできなくなったときは、その広告掲載料は返還しない。ただし、第1号に掲げる事由により広告の掲載ができない期間が連続して24時間を超える場合は、前2項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事の実施
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生

5 前各項の規定により返還する額には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、広告掲載の権利を他人に譲渡してはならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。